

の貧困家庭とくに最も保護を必要とする階層を保護することにはならない。すでに非課税の対象となっている階層を保護することにはならない。キース・ジョセフ社会サービス相の解答によれば、4月から施行される家庭所得補足給付の引上げにより、これらの人々はうるおうであろうということである。しかし、家庭所得補足給付の受給資格がありながら請求しないかなり多くの人々がいるのが政府の悩みの種となっている。

かれらは家庭所得補足給付を改善しても保護されないであろう。税金を納められるほど勤労所得もなく賃金を上げてもらえない家庭もある。これらの家庭の救いの道は家族手当の改善あるのみである。だが、家族手当の改善にはとくに総費用の点で一般的な反対がある。また、家族手当の改善は、費用の点を別にしても、政府がとりわけ保護の手をさしのべようとしている家庭の多くを助けることになるかは異論がある。

だが、結局のところ、この予算で提案されている約束がその場しのぎの仕事よりも重要なことであろう。税および社会保障の体系に

ついての抜本的改革案には若干の警戒心でもって対応せねばならない。もしこれが単的な負の所得税であれば、勤労意欲阻害のゆえに、反対論が生ずるであろう。しかし、政府は巧妙に処理をしようとしているようである。

新らしい税額控除制度は、すべての納税者にとって、現行の単身者および配偶者控除、児童控除および家族手当、家庭所得補足給付にとって代わるものである。すべての人が税の査定対象となり、すべての人が税額控除を認められることになる。もし、その税額控除

分が課税額をこえれば個々人に対して支払いがなされる。そうでない場合は、税額控除分が課税額から差し引かれる。この方法は、勤労意欲に強すぎる効果を与えずに貧困者を助ける方策となろう。残された多くの問題点はグリーン・ペーパーで答えられること特別委員会の吟味にまつ後になろう。いずれにせよ、本構想が実現への明るい期待をかけて検討されたいものである。

*The Times*, Mar. 23.

(田中寿 国立国会図書館)

## 自営業者年金制度 一般制度への統合化の幕あけ

(フランス)



ブーラン保健・社会保障相は、3月29日職人および商人の退職年金制度改革に関する法案を提出した。この法案の内容については、すでに数週間にわたり関係団体の指導者と接衝が重ねられてきた。同法案は、場合によっては、職人・商人の特別制度を一般制度へ統

合化する作業の序章となるかも知れない。事実、法案には、非賃金労働者の拠出および給付を賃金労働者並みにすることが規定されている。また職人・商人制度の赤字を補うため国庫負担金等を8億フランに増額することを考慮している。

2年以前から予告されていた職人・商人退職年金制度の改革は、こうしてようやく今年中に日の目を見ることになる筈である。この法案は、春の国会で審議された後、恐らく1973年1月1日から実施に移されることとなる。しかし、関係団体の間だけではなく、政府部内でも、意志の統一は容易に得られそうもない。

元来フランスの退職年金制度一般の複雑さと無秩序ぶりは定評のあるところであるが、なかでも137もの金庫をもつ職人・商人退職年金制度はその最たるものである。多年来これらの金庫の財政は赤字を続けているが、その原因は、拠出者数が絶えず大幅に減少していることにある。他方、受給資格者の受ける年金給付水準は、同程度の拠出をしている賃金労働者の受給水準と比べると非常に低い。たとえば1969年で、受給年金額が2,600 フランに満たない退職者の率が、職人・商人の場合69%もいるのに対し、賃金労働者の場合は39%にすぎない。

このような不平等を是正し、職人や商人の同業組合の要望に答えるためには、政府は次

の2つの解決策のうちいずれかを選択しなければならなかった。1つは、職人および商人の退職者を社会保障一般制度そのものに組み入れることである。第2は、非賃金労働者の制度を一般制度の諸条件と等しいものにしていくことである。ブーラン大臣が提出した法案は、後者の考え方に基づいている。そのため、次の4つの原則が定められている。

1. 各制度の独立性の維持：公衆衛生・社会保障相は、制度の形態つまり金庫の運営組織は、制度の基本、つまり拠出および給付の算定規則よりも重大な問題ではないという見解に立ち、各制度の自治性は維持することにし、群立する職人および商人の退職年金金庫の統合ないし存続は、それぞれ関係者の自由意志に任ねることにした。

2. 年金給付水準を賃金労働者並みに：商人および職人は現在、大まかに類別された所得階層別に一率の拠出を行っている。そのため同一所得階層の者でも、最高の所得を得ているものと最低の者との間では、負担率がきわめて不平等になっている。

そこで改革法案では、来年1月1日から、

拠出率を一般制度並み（現行8.75%，1973年からは恐らく9%）にし、算定の基礎となる報酬の上限も賃金労働者と同等（1972年で月額1,830 フラン）にすることになっている。

年金額についても、一般制度と同じ算定基礎に基づくこととし、毎年賃金の上昇率に見合った増額をはかることとする。この方式には2つの利点がある。1つは制度間調整を容易にし1つの制度から他制度へ移行した者の年金算定が簡便になる。また1つには、非賃金労働者に対して、多年来主張してきた「同一拠出、同一給付」の原則を適用できるようになる。

3. 国庫負担による赤字の補てん：財政が赤字になっている諸制度に対して、すでに行っている国庫負担を倍増する。また、一般企業の連帯拠出率を、現行の売上高の0.02%を0.05%（約4億フラン）に引き上げる。

4. すでに退職している者については、年金の一率引上げをはかる。この引上げ率は恐らく5%程度と思われる。

この法案は3月29日の閣議で採択された。

*Le Monde, 29, 30 mars, 1972.*

（平山卓 国立国会図書館）